

告 示

埼玉県告示第七七七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により三芳町富士塚土地区画整理組合から富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕